

令和6年4月～

認定こども園

市外施設

入園・利用手続きガイド

西脇市は、令和6年度の入園申し込みの受け付けを開始します。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

▶ 申込み・問合せ 幼保連携課（市役所内線1161）

詳しくはこちら
（市ホームページへ）



01 認定区分と利用可能時間 利用には「教育・保育給付認定」が必要です

教育・保育給付認定は子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、1～3号に分かれています＝表1。

2号、3号認定の「保育を必要とする」とは、家庭での保育が困難なことをいい、保育を必要とする理由と状況によって施設を利用できる時間が異なります。

▶ 保育を必要とする理由の例

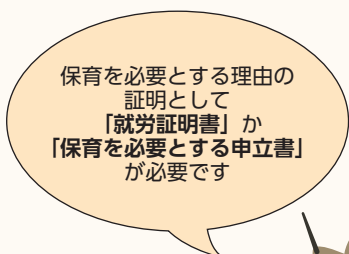
- ① 就労
- ② 介護・看護
（同居・長期入院中の親族など）
- ③ 就学
（学校などでの職業訓練を含む）
- ④ 妊娠・出産（最長7ヵ月間）
- ⑤ 育児休業（利用中の場合のみ）
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む／3ヵ月間のみ、更新不可）
- ⑦ その他

保護者の疾病・障害、虐待やDVの恐れがある、災害復旧、①～⑥に類する状態と西脇市が認める場合

保育を必要とする理由や家庭状況に変更がある場合は、その都度、幼保連携課へ申請が必要です。保育を必要とする時間に応じた、適切な利用をお願いします。

【表1】

認定区分	対象	利用可能施設	利用可能時間の例
1号認定	3～5歳児	・認定こども園幼稚園部 ・市外施設	教育標準時間 ----- 9:00 13:00 -----
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	・認定こども園保育園部 ・市外施設	標準時間（最長11時間） 7:30 18:30 短時間（最長8時間） 8:30 16:30
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	・認定こども園保育園部 ・市外施設	短時間（最長8時間） 8:30 16:30



【表2】

	標準時間	短時間
① 就労 ② 介護・看護 ③ 就学	○ ※就労時間が月120時間以上	○ ※就労時間が月48～119時間
④ 妊娠・出産	○	○
⑤ 育児休業	×	○ ※利用中の児童のみ
⑥ 求職活動	×	○ ※3ヵ月間のみ（更新不可）

02 子育て世帯を応援 3～5歳児対象 「保育料無償」と「副食費助成」

0～2歳児の保育料は認定区分や利用する時間、世帯の課税状況によって異なります＝表3。また、西脇市は子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳児の副食費を助成しています。

【表3】

		認定こども園幼稚園部 市外施設	認定こども園保育園部 市外施設
保育料 (月額)	3～5歳児	0円（無償）	0円（無償）
	0～2歳児 (クラス)	—	0～62,000円 市民税非課税世帯は0円（無償）

算定基準：保護者等の市民税所得割額と税額控除の合計額
算定切替：令和6年9月（4～8月分は令和5年度、9～3月分は令和6年度の税額で計算）

03 事前にそろえましょう 「入園申し込みの書類」と「提出先」

【表4】

	新規に入園、転部、転園する		継続して利用する
	認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部	
書類配布場所	認定こども園 幼保連携課、みらいえ（こどもプラザ） 市ホームページ		在籍する園 ※市外施設利用者には郵送
提出書類	①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼）現況届（兼）事業所利用申込書（兼）保育児童台帳 ②就労証明書、保育を必要とする申立書（認定こども園保育園部・市外施設利用の場合） ※その他、入園願書や進級願書など、園独自の必要書類がある場合があります。		
受付場所	認定こども園 市外施設 ※必ず入園を希望する全ての園へ提出	認定こども園（原則、第1希望園へ） 幼保連携課 ※市外施設利用希望者は、幼保連携課へ提出	在籍する園 ※市外施設利用者は、幼保連携課へ提出
問合せ	各認定こども園		幼保連携課

※現在、通園している場合でも、令和6年度に継続して利用するには手続きが必要です＝表4。転園、転部する場合は、新規入園児と同じ日程でお申し込みください。
※年度途中（令和6年5月～令和7年3月）に入園を希望する場合でも、期間内＝表5＝に申請をお願いします。妊娠中で、まだ生まれていないお子さんの申し込みもできます。

※育児休業明けで利用を希望する場合は、就労復帰の1ヵ月前を利用開始希望月にできます。
※特に、低年齢児（0～2歳児）の年度途中の入園が困難です。＝表5＝の期間内での申請をご検討ください。

04 新規入園児の皆さんへ 書類の「受付日」

【表5】

受付場所	受付日	受付時間
西脇こども園 (☎22-2909)	10月19日(木)	午前10時～11時30分
比延こども園 (☎22-7258)	10月16日(月)	午前10時～11時30分
どれみこども園 (☎22-5740)	10月18日(水)	午後1時30分～3時
日野こども園 (☎22-7023)	10月17日(火)	午後1時30分～3時
かすがこども園 (☎22-5787)	10月18日(水)	午前10時～11時30分
つまこども園 (☎22-1693)	10月19日(木)	午後1時30分～3時
芳田こども園 (☎27-0550)	10月17日(火)	午前10時～11時30分
黒田庄こども園 (☎28-4357)	10月20日(金)	午後1時30分～3時
幼保連携課 (☎22-3111)	10月23日(月)～31日(火) ※土・日を除く	午前9時～午後5時15分
みらいえ (☎25-2800)	10月21日(土)	午後1時～4時

05 ご家庭に郵送 「結果」のお知らせ時期

- ▶ 認定こども園幼稚園部
10月末までに、園が入園内定書をお届け
- ▶ 認定こども園保育園部・市外保育施設
令和6年2月中旬に市が入所承諾書をお届け。
入園できない場合は、1月末にお知らせします。
- ▷ 入園できる場合
2月下旬～3月初旬に各園で入園説明会を実施
- ▷ 入園できない場合
令和6年度内に引き続き入園を調整

認可外保育施設 の利用方法

入園手続きは、各園へお問い合わせください。
非課税世帯と3～5歳児は、施設利用料・副食費の給付が受けられます。利用前に、幼保連携課で手続きが必要です。